

一人一人の署名と全国的な運動 そして日本共産党の国会論戦が前進まりひらく

「雇用促進住宅の居住権を守る会」が呼びかけた、促進住宅の存続を求める要望署名は、11,256筆集まり、5月13日、「守る会」代表と支援してきた日本共産党市議ら22名が上京し、厚生労働省に直接署名を届け切実な願いを訴えました。その「報告集」をお届けします。また、厚生労働省の回答概要（現在の到達）をご紹介します。さらに、施設の改善アンケートにもご協力お願いします。

「報告集」をお届けします



居住権を守り
雇用促進住宅の存続を求める要望書
舛添厚生労働大臣宛



施設改善の「アンケート」にご協力を

- ① 「少なくとも3年間」は住宅の明け渡しをしない
 - ◆普通、定期の借家契約の条件を問わない。
 - ◆つまり、イ「3年後」に明け渡しの手続きを再開する。ロ、説明会を一年かけて実施する。ハ、「やむを得ない事情」については考慮する。という従来の方法を取れば、「最終期限は、早くても、2014年11月末」ということになる。
 - ◆厚生労働省は、5月19日付で、機構・協会に通知。今後順次、各宿舎に「お知らせ」が届く。
- ② 5月19日以前の「通知」に対する対応
 - ◆①が基本的な方針ではあるが、この方針の徹底前に、定期借家契約の期限が近づいた人には、「6ヶ月前通知」にもとづき、「2010年11月」が最終契約期限とする当初の「退去期限」が示された「契約書」が送付されている。
 - ◆定期借家契約の基本は、イ、「定期」期限を明確にして入居契約を結ぶ。ロ、基本的には示される期限の期日で終了、ハ、但し再契約・更新をする。二、その場合の敷金は、「毎回」請求されるが、基本的には毎回「返還」されるもの。ホ、2倍の家賃の根拠は「不法滞在」の場合を規定したもの。
- ③ 移転補償費の支払いは、延期中の退去者にも支払われる
 - ◆少なくとも、2014年11月末までの退去者には支払われる。
 - ◆もちろん、その後の明け渡しの手続きが行われた場合も、同様に支払われる。
- ④ いったん出した「退去届」も撤回できる
 - ◆国と機構の方針変更によって、早い時期に退去・移転を余儀なくされた入居者が「延期」を知って、退去時期を考え直した場合、すでに提出した「退去

届」を取り戻すことができる。

- ⑤ 緊急性のある営繕については迅速に対応する。
 - ◆入居者個人の責任と機構の責任を明確にして、具体的に対応する。
- ⑥ 廃止決定住宅の特例的入居の場合も延長。
 - ◆解雇・雇い止めとなった人に対して、「6か月」の入居が認められ、廃止住宅と決定していた「空き室」の有効活用がされている。
 - ◆「6か月」を超えた場合、「2年間」の定期借家契約となる。
 - ◆仮に、家賃滞納であった場合でも、働く意志があり、家賃支払いの約束と滞納の理由が明確であれば、さらに「6ヶ月」の定期借家契約が可能となる。
- ⑦ 外国籍の入居者には、母国語の資料を配布する。
 - ◆大阪の協会には、ポルトガルの通訳も配置した。通訳を介して説明を受けることも可能。
 - ◆入居者に配布される資料「お知らせ」などは、日本語だけでなく、外国籍の入居者には母国語での資料が配布される。

2009年3月末現在の県内宿舎入居者

草津	43世帯	入居率	53.8%
石山寺	16世帯	入居率	20.0%
水口	72世帯	入居率	90.0%
守山	60世帯	入居率	75.0%
南小足	76世帯	入居率	93.8%
愛知川	56世帯	入居率	70.0%
岩根	118世帯	入居率	98.3%
稲枝	67世帯	入居率	83.8%
ひの	50世帯	入居率	62.5%

何でも
お気軽に

相談先

- ◆草津＝西川仁（563-6729）、藤井三恵子（562-9822）、久保秋雄（567-8604）
- ◆守山＝小牧一美（582-3785）、木村眞佐美（583-7214）
- ◆湖南＝坂田政富（75-0574）、大久保英雄（77-2265）、田中文子（74-1668）、松井圭子（77-2049）
- ◆甲賀＝小松正人（62-9652）、安井直明（67-0147）、山岡光広（86-2985）

日本共産党湖南地区委員会

発行責任（石黒良治） 2009年5月発行

電話077-564-1201 FAX564-6827

eメール icp-konan@hera.eonet.ne.jp